

産業廃棄物収集運搬等に係る仕様書

排出事業者：下関市（以下「委託者」という。）と収集・運搬業者：以下「受託者」という。）とは、業務により排出される産業廃棄物の収集運搬に関して次のとおり行うものとする。

（法の遵守）

第1条 委託者及び受託者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

（委託内容）

第2条

1 （受託者の事業範囲）

受託者の事業範囲は以下のとおりであり、受託者は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを委託者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受託者は、速やかにその旨を委託者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを委託者に提出し、本契約書に添付する。

◎ 収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市		
許可の有効期限		
事業範囲	別添許可証のとおり	別添許可証のとおり
許可の条件	別添許可証のとおり	別添許可証のとおり
許可番号		

2 （産業廃棄物の種類及び数量）

委託者が、受託者に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び数量は、次のとおりとする。

◎収集・運搬に関する種類、数量

種類：汚泥

数量：最大2t（最大）

3 （運搬の場所）

受託者は、委託者から委託された前項の産業廃棄物を次の事業場へ運搬する。

事業場の名称：大村産業建設株式会社

事業場の所在地：下関市豊浦町大字吉永字大神田403-9

4 （積替保管）

受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

（義務と責任）

第3条

1 (適正処理に必要な情報の提供)

(1) 委託者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ受託者に提供しなければならない。

- 産業廃棄物の発生工程
- 産業廃棄物の性状及び荷姿
- 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- 混合等により生ずる支障
- その他取扱いの注意事項

(2) 委託者は、上記の内容以外にも、受託者の要求に応じて、適正処理に必要な情報を、受託者に提供する。受託者は、(社)全国産業廃棄物連合会(以下「連合会」という。)の「廃棄物処理委託仕様書」と「廃棄物物性・安全データシート」(連合会の「産業廃棄物処理受託の手引」を参照)の項目の内容等を参考に適正処理に必要な情報を委託者に対して、要求することができる。

(3) 委託者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に洩れなく記載することとし、虚偽又は記載洩れがある場合は、受託者は産業廃棄物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を委託者に求め、修正内容を確認の上、産業廃棄物を引き取ることとする。

2 (委託者受託者の責任範囲)

(1) 受託者の責任範囲は、委託者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から運搬の完了まで、法令に基づき適正に処理することとする。

(2) 受託者は、委託者に対し、受託者の責任範囲に属する業務について法令に違反した業務を行い、それによって委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受託者においてその損害を賠償し、委託者に負担させない。

(3) 委託者の責任範囲は、受託者の責任範囲を除くすべてとする。

(4) 委託者は、委託者の責任範囲の中において受託者又は第三者に損害が発生した場合は、委託者において賠償し、受託者に負担させない。

3 (産業廃棄物処理終了報告)

受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の処理が終了した後、収集・運搬については、運搬区間に応じてマニフェストB2票を委託者に提出するものとする。

4 (業務の一時停止)

受託者は、やむを得ない事由があるときは、委託者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、受託者は委託者にその事由を説明し、かつ委託者における影響が最小限となるよう努力する。

(機密保持)

第4条 委託者、受託者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に洩らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手

方の文書による許諾を得なければならない。

(産業廃棄物の処理に関する契約の解除)

第5条

1 委託者及び受託者は、相手方が産業廃棄物の処理に関してこの仕様書の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。

2 ただし、委託者又は受託者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて委託者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受託者又は委託者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受託者の義務違反により委託者が解除した場合

イ 受託者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本件契約区分に基づく受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、又は委託者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 受託者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、受託者は、その旨を委託者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、委託者は、当該業者に対し、差し当たり、委託者の費用負担をもって、受託者のもとにある産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用を、受託者に対して償還を請求するものとする。

(2) 委託者の義務違反により受託者が解除した場合

受託者は、委託者に対し、委託者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受託者のもとにある未だ処理していない産業廃棄物を、委託者の費用を持って当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、又は受託者自ら委託者方に運搬した上、委託者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(協議)

第6条 この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度委託者、受託者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。